

特定非営利活動法人 ToYAMA 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ToYAMA という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を富山県高岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、伝統工芸産業従事者や歴史文化財の保存に関わる事業者等に対して、持続可能な経営活動を支援する事業を行い、伝統工芸産業、文化財の維持・発展に寄与し、地域活性化に繋げることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 観光の振興を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
- (4) 科学技術の振興を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①伝統工芸の周知を目的としてホームページ作成を行う事業
- ②文化保存や伝統工芸産業振興を目的として助言を行う事業
- ③インバウンド向けの観光案内事業

(2) その他の事業

会員相互の親睦会の開催

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事が別に定める入会申込書により、理事に申し込むものとし、理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面又は電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、理事が別に定める退会届を理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第11条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上

(選任等)

第12条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第13条 理事全員は、この法人を代表する。

2 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

3 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第14条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事が別に定める。

(職員)

第18条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第3項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第23条 総会は、第22条第2項第3号の場合を除き、理事が招集する。

2 理事は、第22条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から5日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第25条、第26条第2項、第28条第1項第2号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第3項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は、理事が招集する。

2 理事は、第31条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から5日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも会日の3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事がこれに当たる。

(議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第34条第2項及び第36条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の区分)

第 38 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 39 条 この法人の資産は、理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事が別に定める。

(会計の原則)

第 40 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 41 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 44 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 8 月 1 日に始まり翌年 7 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

- (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
(残余財産の帰属)
- 第50条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。
(合併)
- 第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

- 第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、
この法人のホームページ および内閣府NPO法人ポータルサイトに掲示することとする。

第10章 雑則

(細則)

- 第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理事 畠山 祥
理事 岩瀬 直人
理事 鶴見 真子
監事 村上 優華
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年7月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から令和7年7月31日までとする。

役員名簿

特定非営利活動法人 ToYAMA

記

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	畠山 祥		無
理事	岩瀬 直人		無
理事	鶴見 真子		無
監事	村上 優華		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

本法人は、富山県内の伝統工芸産業従事者や歴史文化財の保存に関わる事業者に対して、持続可能な経営活動を支援する事業を行い、伝統工芸産業、文化財の維持や発展に寄与し、地域活性化に繋げることを目的とする。

伝統工芸産業や歴史文化財は地域に根付いたコンテンツである一方、観光業に紐づけて活用しきれない課題が挙げられる。そこで、本法人では、伝統工芸産業従事者や歴史文化財の保存に関わる事業者の活動内容を国内外に発信し、富山県を訪れる観光客に直接紹介することで、商品そのものの売上や伝統技術や文化財維持活動費用の確保を支援する。これらの活動を地域の活性に繋げるために、域内の様々な立場の人の関わりや協力が重要であることから、関わる人不特定多数の利益に寄与できるよう、NPO 法人として設立するに至った。

2 申請に至るまでの経過

昨年度は、事業の継続性・発展性が見込めるかを検証するため、本法人の役員・職員のメンバーが、個別知人の富山旅行計画を無償で作成し案内することで、反響を収集し、事業化の可能性を調査した。

【具体的な経緯】

- ・令和5年度1年かけて、本法人の役員・職員で富山県内の伝統工芸事業者の工房等を視察(複数回)
- ・令和5年度1年かけて、知人を東京から出張で案内(計5回ほど)

本年度は、法人設立に向けて、本法人の役員・職員が複数回集まり設立準備会を開催し、事業の目的や事業内容を協議し、事業計画を作成した。

【具体的な経緯】

- ・令和6年5月10日(金) 第1回設立準備会
- ・令和6年5月17日(金) 第2回設立準備会
- ・令和6年5月24日(金) 第3回設立準備会
- ・令和6年6月3日(月) 設立総会
- ・令和6年8月6日(火) 香港からの来訪者2名に同行

令和6年6月10日

特定非営利活動法人 ToYAMA
設立代表者 畠山 祥

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和7年7月31日まで

特定非営利活動法人 ToYAMA

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、ホームページの設立準備委員会を発足させる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施 予定日時 (B) 当該事業の実施 予定場所 (C) 従事者の予定人 数	(D) 受益対象者 の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位： 円)
①伝統工芸の 周知を目的と してホームペ ージ作成を行 う事業	・伝統工芸士の広報支援 ・特定非営利活動法人 ToYAMA のホームページを 通した発信	(A) 都度 (B) オンライン (C) 4人	(D) 伝統工芸 士・ホームペ ージの訪問者 (E) 不特定多数	100,000
②文化保存や 伝統工芸産業 振興を目的と して助言を行 う事業	・文化の保存や、伝統工芸 の価値向上のために必要 な助言 ・商品のコンサルティング やオリジナル商品の企 画、海外などでの販売の 支援	・本事業年度は、 実施予定未定。	(D) 文化保存や 伝統工芸品等 に関わる事業者 および地域素材を 使用した商品販 売を行う事業者 (E) 1～3 事業者	0
③インバウン ド向けの観光 案内事業	・インバウンド旅行者へ向 けた情報発信 ・インバウンド旅行者の現 地での案内	(A) 都度 (C) 6人	(D) 観光関連事 業者 (E) 各回数人～ 10人程度	600,000

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位： 円)
①会員相互の 親睦会の開催	・会員相互の意見交換のため、親 睦会を開催する。	(A) 年1回 (8月) (B) 事務所 (C) 10人	50,000

令和7年度の事業計画書

令和7年8月1日から令和8年7月31日まで

特定非営利活動法人 ToYAMA

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、ホームページの設立準備委員会を発足させる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施 予定日時 (B) 当該事業の実施 予定場所 (C) 従事者の予定人 数	(D) 受益対象者 の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位： 円)
①伝統工芸の周知を目的としてホームページ作成を行う事業	・伝統工芸士の広報支援 ・特定非営利活動法人 ToYAMA のホームページを通じた発信	(A) 都度 (B) オンライン (C) 4人	(D) 伝統工芸士・ホームページの訪問者 (E) 不特定多数	100,000
②文化保存や伝統工芸産業振興を目的として助言を行う事業	・文化の保存や、伝統工芸の価値向上のために必要な助言 ・商品のコンサルティングやオリジナル商品の企画、海外などでの販売の支援	(A) 都度 (B) オンラインまたは助言先の事業者事務所 (C) 4人	(D) 文化保存や伝統工芸品等に関わる事業者および地域素材を使用した商品販売を行う事業者 (E) 3～10 事業者程度	80,000
③インバウンド向けの観光案内事業	・インバウンド旅行者へ向けた情報発信 ・インバウンド旅行者の現地での案内	(A) 都度 (C) 6人	(D) 観光関連事業者 (E) 各回数人～10人程度	1,000,000

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位： 円)
①会員相互の親睦会の開催	・会員相互の意見交換のため、親睦会を開催する。	(A) 年1回 (8月) (B) 事務所 (C) 10人	50,000

設立当初の事業年度活動予算書
 法人成立の日から令和7年7月31日まで

特定非営利活動法人ToYAMA
 (単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費 正会員受取会費			
2. 受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益	600,000		600,000 0
3. 受取助成金等 受取民間助成金			
4. 事業収益 広告事業収益 観光事業収益	100,000 200,000		100,000 200,000
5. その他収益 受取利息 雑収益		50,000	50,000
経常収益計	900,000	50,000	950,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費 給料手当 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費			
人件費計	0	0	0
(2) その他経費 会議費 旅費交通費 施設等評価費用 減価償却費 支払利息 ホームページ制作委託費 雑費	600,000 100,000		600,000 0 0 0 100,000 50,000
その他経費計	700,000	50,000	750,000
事業費計	700,000	50,000	750,000
2. 管理費			
(1) 人件費 役員報酬 給料手当 法定福利費 退職給付費用 福利厚生費			0 0 0 0 0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費 会議費 委託費用(旅行業) 旅費交通費 減価償却費 支払利息	50,000		0 50,000 0 0 0
その他経費計	50,000	0	50,000
管理費計	50,000	0	50,000
経常費用計	750,000	50,000	800,000
当期経常増減額	150,000	0	150,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			0
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	150,000	0	150,000
設立時正味財産額			
次期繰越正味財産額			150,000

翌年度事業年度 活動予算書
令和7年8月1日から令和8年7月31日まで

特定非営利活動法人ToYAMA
(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費			0
			0
2. 受取寄附金			
受取寄附金	1,000,000		1,000,000
施設等受入評価益			0
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	500,000		500,000
			0
4. 事業収益			
広告事業収益	450,000		450,000
観光事業収益	700,000		700,000
5. その他収益			
受取利息			0
雑収益		50,000	50,000
経常収益計	2,650,000	50,000	2,700,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			0
法定福利費			0
退職給付費用			0
福利厚生費			0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
会議費			0
旅費交通費	1,000,000		1,000,000
施設等評価費用			0
減価償却費			0
支払利息			0
ホームページ改修委託費	100,000		100,000
謝礼金	80,000		80,000
雑費		50,000	50,000
その他経費計	1,180,000	50,000	1,230,000
事業費計	1,180,000	50,000	1,230,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
会議費			0
委託費用(旅行業)	600,000		600,000
旅費交通費	300,000		300,000
減価償却費			0
支払利息			0
その他経費計	900,000	0	900,000
管理費計	900,000	0	900,000
経常費用計	2,080,000	50,000	2,130,000
当期経常増減額	570,000	0	570,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			0
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	570,000	0	570,000
前期繰越正味財産額			150,000
次期繰越正味財産額			720,000